

令和９年度保育施設入所のご案内



【新規入所用】

保育施設では、学校の学年のように、生年月日により決められたクラス年齢によりクラス分けを行います。
令和９年度のクラス年齢は次のとおりです。

クラス年齢	生年月日
０歳児クラス	令和８年４月２日～
１歳児クラス	令和７年４月２日～令和８年４月１日
２歳児クラス	令和６年４月２日～令和７年４月１日
３歳児クラス	令和５年４月２日～令和６年４月１日
４歳児クラス	令和４年４月２日～令和５年４月１日
５歳児クラス	令和３年４月２日～令和４年４月１日

☆「支給認定」を受けます

保育施設に入所される満３歳以上児は「２号認定」を、満３歳未満児は「３号認定」を受けていただきます。
「支給認定通知書」は、「利用契約決定通知書」と一緒に送付いたします。

◎支給認定・入所申込手続きの流れ

1. 支給認定申請書兼施設利用（調整）申請書を提出します。
2. 保護者の希望や施設等の空き状況等により、市が利用調整を行います。
3. 利用調整後、入所施設を決定し、市から「支給認定通知書」と「利用契約決定通知書」を送付します。
4. 入所

☆保育の必要量に応じて保育時間を区分します

「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の利用区分に分けられます。利用区分により、保育を利用できる時間や保育料が異なります。

保育必要性の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間	７時１５分から１８時１５分まで （１８時１５分から１９時１５分までは延長保育が可能です。）
保育短時間	８時３０分から１６時３０分まで （７時１５分から８時３０分まで、１６時３０分から１９時１５分までは延長保育が可能です。）

☆保育料（０歳児クラス～２歳児クラス）は「市民税」を基に決定します

1. 保育料算定基準：市民税額（世帯合算）
2. 保育料の切り替え時期：４月と９月（４月～８月分は前年度分、９月～３月分は当年度分で算定）

◎３歳児クラス～５歳児クラスは所得段階に応じて給食費（副食費）4,900 円がかかります。

※給食費（副食費）は、物価高騰の影響で令和８年度より 4,500 円から 4,900 円へ値上げしています。

■入所申込ができる方（保育の必要性の認定）

次の１～３の要件に該当する場合、申請により２号・３号認定となり、保育施設等への利用申込が可能となります。

１．児童が登別市内に居住し、住民登録をしていること。

２．利用施設において、集団生活が可能な乳幼児であること。

３．保護者（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次に掲げる「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること。

■保育を必要とする事由と支給認定期間

事由	内容	支給認定期間	事由別保育の必要量区分	
			標準時間	短時間
就労	月６４時間以上１２０時間未満労働することを常態としている場合	最長、児童の就学前まで ※年度途中、退職・育児休業取得等により家庭保育が可能となる場合は、退所になります。	ー	●
	月１２０時間以上労働することを常態としている場合		●	ー
妊娠・出産	妊娠中である、または出産後間もない場合	出産予定日の８週間前から出産予定日の８週間後の日の翌日の属する月の末日まで ※出産予定日より出産日が遅れた場合は、認定期間を延長する場合があります。	●	ー
疾病・障害	保護者の病気やけが、または保護者が障がいを有している場合	家庭保育ができ、療養を必要としなくなるまで	●	ー
介護・看護	同居の親族等を常時介護または看護している場合	介護・看護を必要としなくなるまで	●	ー
災害復旧	震災、風水害、火災その他復旧にあたっている場合	最長、児童の就学前まで	●	ー
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	入所日から９０日を経過した日の属する月末まで（当該年度で１回のみ）	ー	●
就学等	就学や職業訓練のため保育することができない場合	就学期間中	●	●
虐待等	児童虐待またはそのおそれがあること。DV により保育を行うことが困難と認められる場合	必要な期間	●	ー
育児休業取得中の継続利用（＊１）	育児休業を取得する場合、すでに保育施設を利用している子どもが引き続き保育施設を利用することが必要であると認められる場合	事情を勘案して市長が必要と認める期間	ー	●
その他	上記に類する状態として市が認める場合。	ー	／	／

※表に定めた期間によらず、必要性の事由の変更により期間が変更（短縮）される場合があります。
（＊１）育児休業取得中に保育施設を継続利用することが必要な理由は、各家庭により異なるため聞き取りが必要になりますので継続利用を希望される場合は、必ず窓口にご相談ください。

■入所申込、入所までの流れ

・支給認定申請と保育施設の入所申込を同時に受け付けます。
〈受付期間〉**１２月１日（火）～　１２月７日（月）**
〈受付時間〉９：００～１７：００
〈受付場所〉こども育成グループ（登別市役所本庁舎１階７番窓口）、富士保育所、鷲別保育所、登別保育所、幌別東保育所、もみの木こども園
・「教育・保育給付認定申請書兼施設利用（調整）申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。
・申込書を提出後、下記の日程で面接を行いますので、**必ず入所希望児童同伴でお越しください。**
面接については下記時間を区切って実施します。時間については申請書を提出する際にご案内します。
・０歳児クラスに入所を希望する方の面接は、入所希望月の前月に実施します。面接日については、入所する予定の保育施設から追ってご連絡します。

希望保育施設	面接日時	面接会場
富士・幌別東	１２月１４日（月）１３：３０～１６：３０	登別市民会館
鷲別・もみの木	１２月１５日（火）１３：３０～１６：３０	鷲別コミュニティセンター
登別	１２月１８日（金）１３：３０～１５：３０	登別市観光交流センター（ヌプル）

・提出書類に基づき書類審査及び利用調整を行い、入所者を決定します。
・次年度４月入所に向けた認定事務が集中するために審査や利用調整に時間を要することから、２月上旬頃に「支給認定通知書」と「利用契約決定通知書」（この時点で保育料は未決定）を送付します。
・４月中旬頃に、保育料等が記載されている「利用者負担額決定通知書」を改めて送付します。

■支給認定申請・入所申込に必要な書類

入所申込には書類申込と電子申込がありますので、ご希望の申込方法に沿った案内をご確認ください。

◇書類申込の場合

①「施設型給付費・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定申請書　兼　施設利用（調整）申請書」

・１枚につき、児童２人まで記入できます。
・提出日現在の状況**（学校・学年等は令和９年度の状況）**について、ボールペン（※）で記入してください。
※消せるボールペンは使用しないでください。
・入所する児童、父母、兄弟姉妹、同居する祖父母などのマイナンバー（個人番号）を記入してください。
・希望する保育施設名（第３希望まで）を記入し、家族の状況、保育の利用を必要とする理由等、記入例をよく読んで記入してください。
・保育利用の認定に必要な調査を行うための同意事項、保育料等の決定に必要な市民税資料を照会するための同意事項等に同意がない場合、保育利用の認定が決定できませんので、あらかじめ主旨をご理解の上、保護者氏名の

欄に署名してください。

②「保育を必要とする事由」を認定するための証明書類（下記参照）

・「保育を必要とする事由」により、提出していただく書類の内容が異なりますので、次に掲げる表を参考に、必要な書類をご準備ください。

・兄弟姉妹で支給認定申請・利用申込を行う場合は、父母１枚ずつで構いません。

事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産（予定）日が確認できるページ）
疾病・障害	医師の診断書（傷病名、保育が困難な状況及び期間が記載されたもの） 身体障害者手帳等の写し（手帳番号、障害名が確認できるもの）
介護・看護	医師の診断書（介護・看護が必要な者の疾病名や治療が必要な期間、要介護の状態がわかるもの） 介護保険証の写し
災害復旧	罹災証明書の写し
求職活動	求職活動誓約書、職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ）発行の求職受付証（ﾊﾛｰﾜｰｸｶｰﾄﾞ）の写し
就学等	在学証明書
育児休業取得中の継続利用	育児休業中の保育の実施継続承認申請書、育児休業取得証明書

③保育料等を決定するための書類

「教育・保育給付認定申請書兼施設利用（調整）申請書」において、税資料を照会する旨の同意事項について署名をいただければ、書類の提出は不要です。

税資料を照会する旨の同意事項について、同意しない場合のみ、対象者の令和８年度市町村民税の課税証明書（所得・課税・控除額がわかる証明書）を提出してください。

◇電子申込の場合

マイナポータルから申請が行えます。

ページ内の案内に従って手続きを進めてください。

注意：電子申込は入力フォームにより入力することとなりますが、入力事項以外に「保育を必要とする事由」を認定するための証明書類の添付が必要ですので、ご準備いただくとともに添付を求められる時点において、写真データを添付してください。

マイナポータル内「保育施設等の利用申込」

■保育料等について

保育施設に要する費用は、保育料等によって賄われることになっていますが、国・道・市がその不足分を負担しています。保育料等は、児童福祉法により保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市民税額によって決まりますので、一律ではありません。（別紙の保育料等基準額表をご覧ください）

・年度の途中で年齢が変わってもその年度中の保育料等は変わりません。

・すべての階層において市民税額を基とします。

（保育料決定にあたっての市民税額とは、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、地方公共団体等への寄付金控除等の適用を受ける前の額となります。）

・令和９年度の保育料等のうち、令和９年４月～８月分は「令和８年度市民税額」、令和９年９月～令和１０年３月分は「令和９年度市民税額」により、児童の年齢区分ごとの階層区分の表に当てはめて決定します。

・祖父母等が同一住所または同居しており（世帯分離している場合も含む）、生計の主宰者と考えられる場合（保護者の収入が一定基準額に満たない場合）は、その方の市民税額を合算して階層決定する場合があります。その場合、祖父母等の税資料についても調査させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

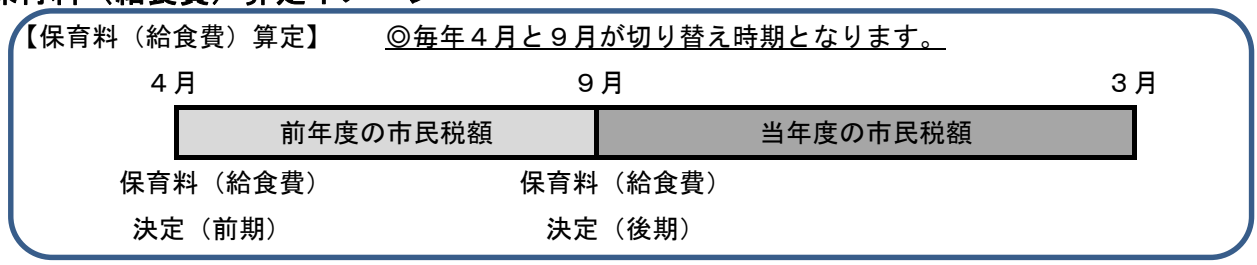
・令和９年度の保育料等の決定は、４月中旬頃と９月中旬頃に行います。

※こども育成グループにおいて税額調査を行い、税額の変更が判明した場合は、保育料等が変更になることがあります。

・入所後は退所届を提出しない限り、通所の有無に関わらず、保育料等は全額納付していただきます。（月途中の入退所に限り、その月の保育料等が日割り計算となります。）

・入所子どもと同一の世帯に在宅障がい児（者）がいる場合は、保育料等の算定に影響する場合がありますのでご相談ください。

保育料（給食費）算定イメージ



■保育施設利用に際しての注意事項

・入所後しばらくの間、お子さんが保育施設での生活に慣れるまで、ならし保育（短時間の保育）が必要となります（入所前はできません）。なお、この期間も通常の保育料がかかります。

・施設利用（調整）申請書を提出後（入所開始後を含む）に家庭の状況や就労状況等に変更があった時は、支給認定区分、支給認定期間に変更が生じる場合がありますので、至急、入所する保育施設またはこども育成グループへ届け出てください。なお、保護者が仕事を退職し、その後の届出を怠った場合や保育を必要とする証明書類が提出されない場合は、退所していただく場合があります。

・不正または偽りの行為により、支給認定申請や入所申込をした方は、支給認定の取り消し、及び保育施設の利用を中止（退所）していただきます。

・保育の実施にあたっては、北海道の基準に基づく職員を配置して行っておりますが、万が一、保育中に児童に災害（負傷、疾病、障害または死亡）が生じた場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度を

活用します。

・児童同士の事故や災害共済制度の範囲を超えるような事故等が生じた場合は、関係する保護者と協議させていただくことがあります。